

平成29年度第1回高知県障害者差別解消支援地域協議会の概要

1 日 時 平成29年11月27日（月）14時から15時10分

2 場 所 高知城ホール 4階 多目的ホール

3 出席者

【委員・アドバイザー】

大森委員、小田切委員、片岡委員、清岡委員、黒田委員、竹島(春)委員、竹島(和)委員、田村(滋)、田村(輝)委員、津野委員、中澤(清)委員、西村委員、平野委員、藤原委員、松本委員、南委員、元木委員、高野アドバイザー（21名中18名出席）

【事務局】

門田地域福祉部長、井上副部長、梅森障害保健福祉課長、小松企画監他

4 議事内容

(1) 協議会の役割について

事務局から高知県障害者差別解消支援地域協議会の役割、議事進行のイメージ、設置要綱・運営要領について説明した後、質疑応答。

(2) 障害者差別に関する相談事例について

事務局から平成28年度下半期、平成29年度上半期障害者差別相談事例について説明した後、質疑応答。

(3) 障害者差別の解消に向けた取組状況について

事務局から地域協議会の設置状況、職員対応要領策定状況、県職員向け研修の実施状況、障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラムについて説明した後、質疑応答。

【質疑応答要旨】

(1) 協議会の役割について

(会長)

- ・ただ今差別解消支援地域協議会の役割について説明があった。ここでご意見、ご質問をお願いします。

(委員)

- ・県、市町村、委員がここに相談を持ってくるプロセスは整理されているのか。
- ・去年、一昨年の相談件数は何千件あるのか。

(事務局)

- ・内閣府に提出するために市町村、関係課に調査したものはあるが、件数は何千件もはない。昨年度からスタートしているので、それほどたくさんの事例は上がっていない。ただ、潜在的に、お聞きになられている情報等もあろうかと思う。そういう意味で市町村、各団体がお持ちの情報をこの場で情報提供、情報共有していきたい。各お立場のエキスパートがおいでしているので、こちらに上がってきた意見はいろいろ議論されると思う。

(委員)

- ・生の相談が上がってこないと絵に描いたもちである。

(委員)

- ・県をまたぐ場合があると思う。例えば先日私の友人が来て、鍋物屋に行こうとしたら、盲導犬を断られた。私は先月松山の温泉に行ったら、視覚障害者はだめだと入れてもらえなかった。基本的にこれは問題の起こった県での条例だとか、地域協議会に相談するのか。

(事務局)

- ・そういう状況に遭われた場合については愛媛県の該当する相談窓口に、県外の人であっても相談をして、一義的には一番近い窓口で対応する。

(2) 障害者差別に関する相談事例について

(会長)

- ・アドバイザーのほうからご見解があるか。

(アドバイザー)

- ・法ができたことで、これまでの傾聴し、足して2で割ったような福祉的な相談解決ではなく、差別の要件に当てはめて、その上で判断することが必要になった。不当な差別的取扱い・不利益取扱い、合理的配慮の累計のどちらから思考していくかについては、まず不当な差別的取扱いの方から施行することが大前提となる。

座位保持装置付きの車椅子での利用を断ったことは入ることに対して拒否したり、条件をつけたことになるので、まず不当な差別的取扱いの事案として整理をする必要がある。一飛びに合理的配慮の事案と言ってしまうのは法律の思考とは違う。新しく合理的配慮という概念が出てきたので、そちらに飛びついてしまいがちだが、「不利益取扱いではないか」、「正当な理由があるか」からスタートすることが必要である。この事案については「自分の車椅子で入ってはいけませんと言われたことは不利益扱い」、そこから「入ってはいけないと言われたことに正当な理由があるか」というふうに思考を持っていくことが必要になる。規則がないということは正当な理由がないという理由の一つになる

し、拭いて入れれば問題ないというのであれば、それも正当な理由がないことになる。対応としては間違っていないが、事案の分析としては合理的配慮に欠ける対応だったと言ってしまうのではなく、不利益取扱い、不当な差別的取扱いの事案として整理すべきと感じる。

非常識のように「事前に連絡をしたか」、「介助者はいないのか」と言われたことについては不当な差別的取扱いの判断で特に問題ないと感じる。今後は思考回路を法律の求める要件に当てはまるかどうかという形で整理していくことが障害者の差別相談の中で求められる。そういったスキルを身につけたり、事案分析していくことが今後求められることが分かる事案になっている。

- ・ 県警の事例は合理的配慮の事例。合理的配慮の提供については建設的な対話がどのようになされたかプロセスをとっておくことが大切。要は意思の表明とそれに対する回答という関係性の中から合理的配慮の着地点を見出していくところが大事なので、要はどの程度の対話がなされて、どの程度の意思のやり取りがあって、解決に導かれたのか、このあたりのやり取りを集約していくことが、事案を分析していく中では重要になると思う。法律が施行されて間もない事案なので、対応、集約の仕方というところで課題が見えるところだと思うので、地域協議会の中でどうやっていくのか全県下でやれる方法を探せばよいのではないかと。

(会長)

- ・ 今の説明を聞けばよく分かるが、個別事案ですぐに分析できるかということについては事案を積み重ねていくしかないと思う。
この2つの事例以外でもいいが、何か委員の皆さんからご意見なりご質問あればここでお出しいただきたい。

(委員)

- ・ 私たちの会員さんからのご相談で、私もどういふふうな対応をとればいいのか分からなかったもので、弁護士さんもいるということで、時間を頂きたい。

27歳の重度自閉症の男性が急性白血病で三日ぐらいで亡くなった。お母さんは白血病が急に出たということで仕方がないことだとあきらめているが、医療センターで心ない言葉を言われ、まだ立ち直れないでいる。

具体的には金曜日の夕方、グループホームから通っている作業所から口から出血しているとの連絡があり、かかりつけ医に行った。そこで血液検査をして、午後6時ごろに民間の大きな24時間体制の救急病院に行った。そこで白血病と判定されて、血小板がないので輸血もできないので、医療センターを紹介されて、午後11時ごろ行った。

これはお母さんの説明ですが、到着してすぐに若い血液内科の専門医に「看護師は全員受け入れ拒否だったし、ほかの病院も受け入れ拒否だろうけれども、私は受け入れてあげた」と上から目線のような言葉を言われた。子どもさんもパニックを起こしたり、調子も悪かったりということで、不安定だったと思うが、治療の説明を受けたり、血小板の点滴とかでパニックを起こして、何人もが押さえつけたけれども、無理な様子が見られたということで、そのときにまた先生から「自閉症でもこんなにひどいとは思わなかった」と言われたそうである。

つらい抗がん剤もするし持病があるかとか、親子でできるのかとか、24時間付きっきりで診られるのかとか言われたが、お母さんも夕方からの急変で、頭が真っ白な状態で言われて、すぐに返事ができなかった。それに対して、「治療する意志がない人は治療は

できない、治療の覚悟が無いので家に帰ってください」と言われたそうです。それが午前1時ごろだったが、置いてくれないということになったので、午前3時ごろに家に帰ることになったが、「今後具合が悪くなっても、ここへは絶対連れて来ないでください」と言われたそうです。

家にも具合が悪くなるばかりだったので、2度目に行った民間の大きな病院に土曜日の4時ぐらいに行き、血小板の点滴をしてもらったが、日曜日の午後3時に亡くなられた。医療センターからもらっていた薬を「飲ませないでください」と電話がかかってきて、土曜日の午前中には上司の先生と話をし、火曜日なら医大に紹介をするという話も出たそうだが、民間の病院では火曜日まではもたないだろうと言われていたそうで、日曜日に亡くなった。

私たちもいつそういうことがあるかも分からないので、会として何か言えることはなにかと考えた。お母さんも落ち着いたら、医者に謝罪してもらいたいということもあったが、どういうふうに進めたらいいか分からなかったのも、とりあえず県の医療相談窓口の方に電話して、足を運び、相談した。そして医療センターのまごころ窓口を紹介され、そちらに行って話した。

その上司の先生が直にお話を聞きたいということで、2度目の医療センターに行った。そして3度目に院長がお話を聞きたいということで、今までに3回行っている。

2回目の上司が、上司の自分に責任があるということで、自分が謝ることではいけないかと話があったが、本人がお母さんの思いを直に聞かないとまた繰り返すかもしれないということで、本人に出てきてもらいたいと話したが、無理のようだった。スタッフの看護師の発言も踏まえて、スキルアップなり、発達障害の理解の勉強とかをしていただきたいということで、勉強会をしていただきたい、発達障害のことをもっと理解していただきたい、パニックを起こしたときに誰かがクールダウンさせる何かの方法があったら、帰ってくださいと言われずにそこで看取っていただけたのではないかと、そういう話をして、勉強会をしてほしい、後でそのことを書面で報告してほしいと会として申し入れをしていた。

院長と会ったときに、院長の私見として紙切れの返事を頂きまして、若い先生の発言の弁解のようなお話があって、会としての勉強会をしていただきたい、スキルアップをしていただきたいということに関しても勉強会はしないという返事があり、怒りを感じた。日々看護師は勉強しているので、改まって勉強する必要はないといわれた。

まとまって勉強することがなくても各部で少人数でもできないかと話をして、親の会の自閉症に対する理解のための分かりやすいパンフレットをお見せしたら、これはいいと受け取ってくださるということだったので、後日20数部を送らせてもらう話をした。

院長の勉強をしませんという一言はショックだったが、院長も今の若い医者は打たれ強くないので、そういう場に連れてきて折れてしまったら、医者として復帰できなくなるので、その人の将来をなくすわけにはいけないので連れて来られないという話だった。私たちは立派な医者になっていただきたいからこそ、親の気持ちも聞いてもらいたいということで話をしてしたが、そういう状態で、私も落ち込んでいる。何かいいお話をお願いしたい。

(会長)

- ・医療センターには一定お話をされてきたということであるが、対応としてはもう少し。特性を理解することは大事だし、今後もこういうことがありえるということだと思ふ。

(事務局)

- ・私どもでこうだという答えは用意はできてないが、地域協議会の場でこういう話があったことについては、関係機関を通じてお伝えさせていただく。

(委員)

- ・去年警察と知的障害者という問題を提起したと思うが、冊子を各本部へ持って行き、各地域の警察署に届けている。研修という意味で応用していきまうと言った県の職員もいたが、どこの部署で研修をやっているのか。9月から地域へ巡査が降りてきている。刑事部長に出くわして聞いたが、そういう研修はしていないとのことだった。そこはどうなっているか。

(事務局)

- ・警察にお伝えして、研修の状況とかいうことについてはお知らせさせていただく。

(委員)

- ・運動会で体育館を土足で利用することがあるが、よいのか。

(アドバイザー)

- ・障害のある人だけ、そういう理由で上がることになるので、どちらかという合理的配慮の話になる。畳が傷む、細菌を持ち込ませないためなど正当な理由がある場合もある。では、そういう場合に消毒液を置いたり、靴を拭けばよい場合もあるかもしれない、そういう配慮をするかどうか合理的配慮である。対話が重要であり、一律にだめとするのではなく、事案の性質と設備の性質と、その方の持っている障害特性、そういったものから考えて、対話をしましょうということが法律の求めているところではないか。

(会長)

- ・一般的に運動会をやるときに車椅子の方もおいでれば、補装具の方がいる場合もある。その場合は、車椅子、補装具を拭いて上がる、たぶんそういう対応をされている。それもだめというお話か。

(委員)

- ・まだ注意されたことはない。

(アドバイザー)

- ・そういうことが自然にできていれば、合理的配慮ができていうことである。ただ一律に「だめです」、一律に「いいです」ということ、「どちらが適切」という話ではない。その人の障害特性と、ここを利用するということはどういう意味を持つのか、そういうところをきちんと調整する話をするのが大事ではないか。土足厳禁と書いていて、しかしこういう人はOKと書いておいてくださいとまでは言えないと思う。もしそういう場合は調整して、お互いに話し合っ、利用が認められれば、合理的配慮がされているということになる。

(委員)

- ・先ほどの医療センターのお話は2つあると思ったんですけど、1つは医療の限界、後はお医者さんの何とかしてやろうという気持ち。1つは医療的な限界。先生が限界と言われて、判断されたと思うんですけど、県としてはどのあたりまでが限界か。これもだめと言って、1か月も2か月もその病院にということではなくて、そのあたりの解釈の仕方というか、県のところの、こういう見解になりますということはないのか。

(事務局長)

- ・おそらく容態が悪くなって、大きな病院に行かれてのことなので、医療の現場でのこと

になりますので、そこは現場にいらっしゃった方々のご判断云々がありますので、それがどうだったかということについてはお話できない。

(委員)

- ・知的な障害のある人の世界で差別解消をどのように考えるかが問題になって、今も問題になっているが、一つは医療の問題がある。知的障害を持っている多くの方は、通常は入院治療になっていく方たちが、入院治療が受けられない。付き添い等、条件が付けられることがあるなど、さまざまなことでなかなかうまくいかない。知的障害のある人たちにサービスを提供している側としたら、そういうことは昔からあるので、当然視してきたところもある。その一方で、病院が受け入れてくれなければ、自分たちで何とかしようという努力もしてきた。ただ、そういうふうになっていると何が引っかかってきたかという、例えば、入所施設で訪問医療等を受けると罰金を支払わなければいけない。減算を12単位として、1人120円なんですよ。自由な診療さえも制度的に縛られてきていることをどう考えるか。制度自体に問題があるのではないかと思ったりもする。

私たちもサービスを提供する側として医療界に似たようなことを起こしている。例えば知的障害や自閉症の人は様々な差別を受けている。例えば知的障害のある人がどこかに行こうとしても、地区名の矢印を見ても分からない。様々なことを考えるとあまりにもひどすぎて。どういうふうにしたらいいかの検討、議論を重ねているところである。それぞれの障害の特質や様々なことで、差別解消法は受け取り方が違ってくるように思っている。まだ知的な世界ではこれについてしっかりとした見解を今述べるところではないが、命を守る医療界には早くこの辺りを解決していただきたいと思う。入院さえ難しい。それはたぶん、容易に想像がつくが、看護師の数の少なさとかいうことで、手がつけられないとか、様々な現実があるにしても入院ができないということはまた別の問題だと思う。この協議会で差別解消について議論をするときにおいおいそういう話も出しながら皆さんで検討してもらいたい。

(会長)

- ・県に上がってくるのは一部であって、いろんな場面でお話にあったようなことが起きているのが現実だと思う。先ほどの入院について、病院から付き添いをつけてくれと言われるので、育成会は互助会を作って、入院の付き添いをつけてきた。自閉症協会の話とか、小鳩会とか、ほかの障害でもあると思いますが、各団体から県にしっかり事例を上げて、県はそれを受け止めて、それをどう解消していくかは協議会で意見を聞いていけばいい。

(委員)

- ・知的障害者は騒がしいということで4人部屋等でいいと言っても、個室に入院させられる。B1、2はほぼ自己負担だが、長期の場合は自己負担の費用が大きくなる。個室を勧められることは合理的配慮に欠けるか、障害者だから差別しているか、両方に当てはまる事例ではないかと思う。

(委員)

- ・医療センターに手話しかできない父が入院したとき、実物や身振りでコミュニケーションをとってほしいと伝えたが、耳が遠いおじいさん扱いで、大きな声で話しかけるだけだった。何を言っているか分からないのに体を触られ、違和感、怒りを感じ、家に帰ると言って病院を歩き回り、夜中の1時に退院させられた。別の病院に搬送されたが、そこで、その病院に来る患者は皆筆談ができるのにあなたのお父さんはできないと言われ、

腹が立った。「戦中、戦後、きちんと教育を受けていない。読み書きができない。その人に合わせたコミュニケーションの方法をお願いしたい、分かるように説明してほしい。」と話したが、聞き入れてくれず、父が悪いと言われ続けた。付き添いをしてほしいと言われ、私が2日間付き添って、病院から職場に通った。

自分で気持ちを書いて伝えることができる人はいいが、手話だけでしかコミュニケーションが取れない人は手話ができない人とは話ができない。そういうことで起こる問題がたくさんある。協会の高齢者もたくさんそういう問題を抱えている。それはどちらが悪いのか。声や筆談ができない障害を持っている人が悪いのか、憤りを感じる。今の話もそうであるし、個室を強要されるということもそうだが、いろんな事例が現実には起きていることは事実。

(3) 障害者差別の解消に向けた取組状況について

(会長)

- ・条件整備も整っていないし、県の職員の研修も一部というのが実情である。

(委員)

- ・坂本龍馬記念館の内覧会で少し問題を感じた。資料を配ってもらっていいか。高知の街づくりは当事者が参加していいものができてきたと思っていたが、最近はそのではないと思うことがあった。ほとんどできあがっているのに、改善は難しいのだが、よりよいものを作りたいと思うので、これからの建物を作るにあたっての考え方とか、今まで県と当事者団体が二人三脚で歩んできた経過を踏まえて協議する場を開いてほしい。例えば福祉交流プラザはモデルになるようにということで、ひとつも同じパターンのトイレを作っていない。まちづくり条例等で県のつくる建物等についてはより望ましい基準で整備してほしい。会場に行って、使い勝手が悪いなという印象を受けた。今後はよくなるようにしてほしい。

(会長)

- ・やさしいまちづくり条例を作って20年なので、時代も流れてきている、いろんな民間施設でいい整備ができているところもある。県の施設は望ましい整備内容をせめて標準としてほしいというお話だが、このことについて県としての見解とか、今後の対応は。

(事務局)

- ・龍馬記念館については一部どうしても構造上難しい部分があるとお返事をしたが、40何項目ぐらいのご意見を頂いて、ほとんどがご意見どおり修正させていただくということもご連絡が行っていると思う。ただどうしても難しい部分もあって、その部分についてどう考えるかということもあるが、県としての基準自体は守られている部分もある。「望ましい」でやるべきという委員のご意見は、今後そういうご意見を踏まえた対応をしていきたい。

(会長)

- ・第1回の差別解消支援地域協議会、まだまだご意見があるかもしれないが、第1回としてはここでいろんなことを出し合って協議しなければいけないということが、ひしひしと分かったというだけでもいい会だったと思う。いろんな事例があるので、そういう事例を県のほうでしっかりと受け止めて、対応についてこの場で協議するというのを今後続けていく必要がある。日常的に各団体からそういう事例を上げていただければいい。行政に上がってくるのはほんの一部しかないので、その辺の対応をよろしく願います。